

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千四百三十万円、資本準備金の額を四億九百万円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。
なお、減少する資本金のうち、二億三千三百三十万円を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十七日

掲載頁 一五五頁(号外第二七五号)

令和八年一月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目三井ビルディング 株式会社天地人

代表取締役 櫻庭 康人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十九日

千葉県茂原市高師五八五番地

日東造機株式会社

代表取締役 小林 秀幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十九日

大阪府西淀川区千舟二丁目二番一

ニッパテック株式会社

代表取締役 川崎 健太

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Jステッホールディングスと合併して解散することいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二番第二

一生命日比谷ファースト一八階

株式会社JSTG

代表取締役 湯本 達也

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である岩本浩人より株式売渡請求があり、当社はそれに承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

岐阜県美濃加茂市太田町四三四五番地

株式会社ニューオーエス

代表取締役 岩本 浩人

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である関西ペイント株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十九日

大阪府淀川区西宮原一丁目八番一〇号

株式会社カンベハピオ

代表取締役 池上広一郎

自己株式取得事項の通知公告

当社は、令和七年十月十七日開催の当社取締役会において、令和七年十月十七日開催の第八十六期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので左記のとおり公告いたします。

記

- 一、取得する株式の種類 当社普通株式
- 二、取得する株式の総数 五万株を上限とする。
- 三、株式一株当たりの取得金額 七千五百円
- 四、株式の取得価額の総額 三億七千五百万円を上限とする。
- 五、取得方法 株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。
- 六、取得する期間(株式譲渡の申込み期間) 令和八年一月十九日、令和八年一月二十七日

令和八年一月十九日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製菓株式会社

代表取締役社長 佐藤 誠一

債権申出の公告(第一回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除外します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社

確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第二回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除外します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

クラリオンライフサイクルソリューションズ株式会社

確定給付企業年金清算人 中島 英之

債権申出の公告(第一回)

当社は令和八年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除外します。

令和八年一月十九日

埼玉県さいたま市中央区新都心七番地二

FSVAP Japan株式会社

確定給付企業年金清算人 中島 英之

取消公告

令和七年十月二十七日掲載の資本金の額の減少公告は取消します。

令和八年一月十九日

静岡県葵区城北一〇六番地の一

株式会社Tersus GNS J A

代表取締役 鵜飼 尚弘

正 誤

ページ段 行 誤 正
令和七年十二月二十六日(号外第二百八十五号)公布国土交通省令第百二十三号(開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令)

(印刷誤り)

二二四 改正後欄 第四級地 〇〇〇

二二四 終欄から 〇〇〇

令和七年十二月二十三日(号外第二百八十号)内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省告示第一号(事業主行動計画策定指針の一部を改正する件)

(印刷誤り)

五八ページ下段改正後欄一行目から三行目及び改正前欄一行目から三行目までを削除する。

(原稿誤り)

目次及び本文において、令和八年一月六日外務省告示第一号を削除する。

令和七年十二月二十二日(号外第二百七十九号)国土交通省告示第千八百二十二号(松山空港の施設に変更を加え、並びに同空港について指定した延長進入表面に変更を加えた件)

(原稿誤り)

一〇上 終りから 一三四十分の一 五十分の一